平成２３年（フ）第２４５号
沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場41番地２
債務者　比嘉惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４８０号
栃木県真岡市荒町1190番地
破産者　日真建設株式会社
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９１２号
広島市中区鉄砲町８番15号
破産者　有限会社装華
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１号
愛知県蒲郡市竹谷町江畑55番地
破産者　株式会社牟呂ほびーらトウア
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０３号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎489―１、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区土佐堀１丁目２番10号
破産者　紀州農材株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１６４号
愛媛県新居浜市江口町４番27号
破産者　株式会社コピックス
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１９５号
愛媛県新居浜市上泉町18番28号
破産者　有限会社吉丸産業
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１０２号
福岡県春日市上白水３丁目102番地
破産者　株式会社ＳＨＵＷＡ
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８８号
宮崎市波島１丁目731番地１
破産者　弘栄建材有限会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４２号
埼玉県吉川市道庭２丁目８番地８、旧住所埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地10
破産者　白井　　正
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
埼玉県越谷市西方１丁目3350番地３、開始決定時の住所埼玉県草加市松原３丁目Ｃ40番205号
破産者　福土　康雄
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
新潟市中央区明石１丁目４番28号　竹内利光方
破産者　米山　　誠
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
相模原市緑区長竹1430番地１
破産者　小野　恵子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１４号
石川県輪島市門前町腰細１の18番地、破産手続開始決定時の住所熊本市琴平１丁目２番35号　メゾンクレール203
破産者　四柳　　剛
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６１４号
福岡市早良区内野１丁目25番36号
破産者　岩田　克彦
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１５号
福岡市早良区内野１丁目25番36号
破産者　岩田　重子
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４３２号
京都市西京区川島東代町77番地の１
破産者　北野株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
2　一般調査期日　平成23年11月28日午前11時
平成23年10月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
京都市西京区川島東代町77番地１
破産者　株式会社きたの畑
1　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
2　一般調査期日　平成23年11月28日午前11時
平成23年10月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係